

## 平成 21 年 12 月議会 後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書

日本共産党が他会派にもウィングを大きく広げた結果、公明党・保守系無所属議員が孤立化し、可決に持ち込む。公明党を増税戦犯と指摘。

**議長** 次に、日程 7 番、議員提出議案第 11 号、後期高齢者医療制度の速やかな廃止を求める意見書については、八尾君から提出され、所定の賛成者がありますので、これより議題とします。朗読させます。局長！

**議会事務局長** 朗読。

**議長** 本案について、提案趣旨の説明をお願いします。八尾君！

**八尾議員** それでは提案をいたします。読み上げます。

後期高齢者医療制度は国民の激しい怒りを呼び、これも一つの要因となって総選挙の結果政権交代となった。この制度は、75 歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し囲い込み、1、これまで負担のなかった扶養家族を含め一人一人から保険料を取り立てる。2、受けられる医療を制限し、差別する別建て診療報酬を設ける。3、保険料は年金から天引きし、2 年ごとに引き上げる。4、保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなどというものであり、高齢者の医療を差別するうば捨て制度そのもので廃止するしかない。制度が続けば、平成 22 年 4 月には 2 年ごとの保険料値上げと重なりさらに混乱は必至となる。一日も早く老人保健制度に戻すとともに、その際保険料などの負担増とならないよう国保に対する財政措置をとるべきである。そもそも、病気になりがちな高齢者の医療については長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要がある。しかし、厚生労働省は、来年度予算の概算要求で、後期高齢者医療制度について、保険料の上昇を抑制する措置等について、金額を明示しない事項要求として盛り込んだだけで廃止を掲げていない。さらに、来年度は差し当たり軽減措置を継続し、廃止までは数年かかる方針だといわれている。

よって、国においては後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うことを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。平成 21 年 12 月 18 日、奈良県広陵町議会。内閣総理大臣、鳩山由紀夫様、財務大臣、藤井裕久様、厚生労働大臣、長妻昭様という文面でございます。

少しコメントをしますと、昨年参議院で速やかに廃止をせよということを連立 3 党と日本共産党の 4 党で組み組んで法案を提出し可決されましたが、衆議院に送られましたらそのときはまだ自民、公明の議員さんが多くて可決までには至らなかったという事情がございます。8 月 30 日の衆議院選挙で政権交代を掲げた民主党が勝利をされて、この制度は廃止をするということを公約をされておりますので、そのとおりされるものと思っております。

ただ、長妻厚生労働大臣は、もうしばらく継続をしなければ混乱を生ずるということで次の制度ができるまでは今の制度を継続するというふうにも伝えられております。来年4月は厚生労働省の試算によれば平均で13.9%の掛金の値上げも予定されており、これをこのまま引き続き継続するということになりまして矛盾がさらに深まるということにもなりかねません。

我が町議会には2人の民主党の議員さんもおられますけれども、この案に賛同いただいてぜひ党中央の方にも言うていただきたいなとこういう気持ちも持ってございまして、大変私心強く思っておるところでございます。ぜひ全員の賛同を得て可決いただきますように、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

**議長** これより、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** これより、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。1番、山田君！

**山田光春議員** 私はこの高齢者医療制度を速やかな廃止を求める意見書に反対いたしたいと思っております。

今、先ほどこの奈良県後期高齢者医療広域連合議会選挙の結果は9対4で、この高齢者医療制度を存続する姿勢を持った議員が、この広陵町議会では9票を得ているのが現実だと思っています。それは推薦団体を見ても、町村議会議長会団体推薦の方がこうした田原本町の小走さんを推薦されて、そして我が広陵町の議会にこうして候補されて今ここで9票得られたわけでありまして、ということは今この賛同者の皆さんのお名前を見ると、この10名の提出者を含めて賛成者を含めて10名のお名前があるわけでございますけれども、この結果を見ると、違った結果が出るのではないかと今心配しているところでございます。この賛成者の中にも小走さんを投票された方もいらっしゃるわけですが、この賛成者の中に名を連ねる人はなぜこのような結果になるか説明ができれば、できる人がおれば説明をしてもらいたいと思っております。

それからもう一つ、この民主党政権でもこの老人保健制度に戻すなど考えてもおらないと思っております。というのは今、厚生労働大臣もこの後期高齢者医療制度はやはりいろんな問題はあるけれども、もう少し見てそして次の段階に入ろうというところでございます。この老人保健制度に戻すなど考えてもないし、この制度を守りつつよりすばらしいものにしようとしているから数年かかる方針を打ち出しているのがこの今の現政権ではないかなと思っております。

3つ目には、この老人保健制度を廃止したのは中間層への負担軽減もあり、この後期高齢者医療制度が創設されたもので私は理解しているところでございます。改善すべきものはやはりこの制度を使いやすいようにすべきであり、別にこの後期高齢者医療制度を廃止

する必要はないと思っております。そういうことで反対したいと思えます。

**議長** ほかに質疑ありませんか。11番、山田君！

**山田美津代議員** 小走さん（田原本町議：今回の12月議会において、後期高齢者奈良県広域連合議員に当選となった）に投票した9票の方の意見は、ちょっと私の方はわかりませんけれども、やはりそれはまた違った意味で入れられたと思うんです。ただ、やはりこの後期高齢者医療制度の速やかな廃止は皆さんしてほしいということで10名の方の賛同者がおられるということは、やはり受けとめていただきたいと思えます。

それで、この間の16日に開催された厚生建設委員会において、山村議員から意見がありまして、この今、山田（光春）議員の方はそれをおっしゃいませんでしたけれども、このときの厚生建設委員会における山村議員の指摘は老年者控除の廃止が原因ではないかということをおっしゃられたので、そのちょっと反対討論をさせていただきたいと思えます。そのことについてのね。この議論は政党人として無責任の議論ではないかなと思うわけです。

老年者控除というのは、65歳以上の老人の年間所得が1,000万円以下であれば一律50万円を所得から控除できるそういうものです。社会に貢献してきた高齢者にふさわしい制度の一つでした。ところがこの制度は基礎年金の国庫負担引き上げ3分の1から2分の1へ必要な財源を確保するためという理由で平成17年度所得税、18年度以降の個人住民税から廃止をされました。この時期、配偶者特別控除の廃止や定率減税の段階的廃止、また公的年金控除の改悪等で収入は変わらなくても所得控除がどんどん廃止されて増税になる方がたくさん出ました。これらはいずれも自民、公明政権のもとで行われた改悪です。みずからが与党時代に推進してきたことについて無反省なのではないかと思えます。

こうした事実をとらえ、平成16年12月16日付の東京新聞は公明党を増税戦犯というふうに書いています。ここに2003年の10月発行の公明新聞号外、こうすれば100年は大丈夫、公明党の年金安心プランがあります、この中に国庫負担2分の1の財源を明示、これですね。定率減税を段階的に廃止します。一部の高額所得者の年金に課税とうたっていますのでこれは間違いありません。今議題になっている後期高齢者医療制度の掛金は均等割額と所得割額の合計で計算をされます。賦課のもととなる所得金額は前年中の所得から33万円を控除した金額になるのですから、山村議員が言われるように老年者控除の制度がまだ存続しておれば所得割額が発生しない高齢者もぐんとふえるのに、廃止されてから後期高齢者医療制度が始まりましたので掛金がふえたのです。今からでも遅くありません。公明党本部に対して老年者控除は誤りだご自身の責任において発信されてはいかがでしょうか。ぜひお願いしたいと思えます。このうば捨て山と言われているこういう弱い者いじめの制度はすぐに廃止をしてほしいというふうに強く思えます。

**議長** ほかにございませんか。14番、山村君！

**山村議員** 先ほど、山田（美津代）議員からおっしゃいましたけれども、高齢者控除、もちろん私は広陵町で議員をさせていただいておりますが、国会での採決には加わっており

ませんので、個人的な意見ですがと申し述べてそういう意見も厚生委員会で言わせていただきました。

今この意見書を見させていただいたときに、75歳以上の高齢者を追い出し囲い込みということを書かれておりますけれども、そもそも以前の老人保健制度におきましても75歳以上というそういう規定のもとにされていたと思います。以前の老人保健制度に戻すべきだと言われますけれども、この老人保健制度には2つの格差があったと認識しております。

第1には、地域間の保険料の格差であります。全国的に5倍の保険料の格差がありました。今回のこの長寿医療制度では2倍に縮小いたしました。

2つ目には、高齢者間でも不公平がありました。長寿医療制度では高齢者の中で保険料を払っていなかった方にもご負担可能な範囲で平等に負担していただくことになっております。例えば、サラリーマンであるお子さんに扶養されておられた高齢者の方は、ご自身が例えば月15万近い年金をもらっていても保険料は納めなくてもよかったです。その一方、ひとり暮らしの方は国民健康保険に加入されて、最低でも月1,000円程度の保険料を納めておられたという、そういうことの格差というのが以前の老人保健制度に戻すべきだと言われるならばその格差の是正というのはどう説明できるのかというのが疑問にわいてまいります。

この後期高齢者医療制度っていうのは、老人保健制度っていうのが非常に大変になってきたのでこの10年間も話し合ってきたっていう経過があってスタートしたということです。何も拙速した制度ではなかったと思います。それによって国会でも各党さまざま議論を重ねてこういう制度をスタートされたと思います。この制度をもとに戻すというのは、また非常に多額の行政経費が必要となるのではないかということも思っております。せっかく設立された広域連合も解散しなくてはなりませんし、長寿医療制度にあわせて開発したコンピューターシステムも廃棄されて改めてシステムの再構築をしなければならない。こうした経費は決して小さなものではないと思います。そういう経過からも、非常にこの制度に関してはさまざまなご意見もまだまだあると思いますので、そういう問題点を解決しながら皆保険制度の名のもとに高齢者の方が安心して医療制度にかかれるそういう制度を続けていくべきだと私は思っております。よって、この意見書には反対させていただきます。

**議長** ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

**議長** 本案について反対者がおりますので、起立により採決します。

議員提出議案第11号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長** ありがとうございます。起立9名であり、賛成多数であります。よって、議員提出議案第11号は可決されました。